

当院は**外来・在宅ベースアップ評価料**を算定しています。

これは医療従事者の処遇改善を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・ 算定対象：初診時・再診時・訪問診療時
- ・ 対象職員：看護師・理学療法士・医療事務・リハビリ職員

加算による収入は対象職員の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。